

令和7年も夏至を過ぎ、1年の半分以上が過ぎようとしています。今年の夏も猛暑が予想されておりますので、昨年と同様に、熱中症への対策等を十分に行いながら安全に工事を進めてまいります。

今号では、工事現場の新たな動き及び工事用車両の交通安全対策と、前号に引続き、上下水道工事の交通規制についてお知らせいたします。



## 県道37号沿いに仮囲いを設置しました

浸出水処理施設の造成工事は、県道37号に近接した施工となることから、道路交通の安全性の確保や粉じんの飛散防止等のために仮囲いを設置しました。

仮囲いには、処分場の完成予想図を掲示しています。



## 電気を受電するための電柱が設置されました

処分場施設の管理・運営や新設道路の照明等で使用する電気を受電するための電柱が設置されました。電柱は、新設道路を跨ぐように建っており、架空で電線が接続されます。

電柱の設置により、新設道路の計画位置が分かりやすくなりました。



## 【お問い合わせについて】

担当：一般財団法人 茨城県環境保全事業団 新最終処分場整備日立事務所  
電話：0294-33-8731 E-mail: seibi@ef-kasama.or.jp  
その他：工事に関するお知らせは、茨城県環境保全事業団のホームページ(<https://ef-kasama.or.jp/newfacility/info>)  
又は二次元コードからご確認いただけます。



## 工所用車両の交通安全対策を徹底します

工所用車両の運行にあたっては、決められた運行ルート以外は通行しないなど、下記の事項を遵守するように、協力会社や運転手に対して事前に交通安全指導を行っております。

引続き、指導の徹底を図ってまいります。万が一、マナー違反の工所用車両等を確認した際は、大変恐れ入りますが、当事業団までご連絡いただけますようお願いいたします。速やかに指導等を行い、再発防止に努めてまいります。



### <主な指導事項>

1. 決められた運行ルート以外は通行しないこと
2. 周辺道路(梅林通り)における運行時間帯は、8時30分から夏季であっても20時までとすること
3. 急発進、急ブレーキなどをしないこと
4. 児童下校時の飛び出しに注意すること
5. 信号のない横断歩道に歩行者がいる場合は、必ず一時停止をすること
6. 工所用車両は標識(ゼッケン)を必ず掲示すること(右下写真)
7. 道路交通法を遵守して運行をすること



## 上下水道工事に伴う交通規制予定箇所(7月)



## 処分場建設工事中の環境モニタリング

### 工事中の環境モニタリングの結果

#### ● 水質(4月測定)

工事現場からの雨水排水を測定したところ、工事の影響はほとんどなく、すべての測定項目で基準値未満でした。

#### ● 地下水(4月測定)

処分場周辺に設置しているモニタリング井戸の水質を測定したところ、工事の影響はほとんどないことを確認しました。



環境モニタリングの詳細な結果は、事業団のホームページで公開しています。



処分場建設工事中の環境モニタリング結果

処分場建設工事中の環境モニタリング実施地点